

連載寄稿

宮前ガバナンス3月号

ふるさと応援寄附制度の有効活用を

川崎市議会議員 石田やすひろ

川崎市には市民や川崎を故郷に持つ人々からの寄附を活用する『川崎市ふるさと応援寄附金』制度があります。これは平成20年の地方税法改正を機に始まり、寄附金に応じて税の控除が受けられるというものです。ポイントは2つ。1

つは故郷の自治体に寄附と12月まででおよそ9705



川崎市立大蔵中学校卒業、明治大学大学院（公共政策修士）修了、国会議員の秘書を経て1999年28歳初当選。現在4期目。子育て支援策の強化や区役所機能の強化を推進する。その他、政策を議会で提案し多数実現している。議会発言後は、必ず駅頭や広報紙を作成しその内容について積極的に市政報告を実施。

その他 ブログ等は

市議会議員 石田やすひろ

検索

万円が寄せられ、子ども支援、福祉、産業・都市基盤整理、芸術・文化・スポーツなどに活かされています。しかし寄附件数は20年度から21年度では2倍以上でしたが22年度には半減と伸び悩みを見せています。

そこで、制度の魅力向上に向けた取り組みが求められています。1つが記念品。現在は10万円を越える寄附者に岡本太郎美術館入場券を提供していることです。これを市内各施設を揃え、寄附者が選べるようにすると、市の魅力のPRを

兼ね関心を寄せてもらうきっかけにもなります。また、子ども支援に対する寄附が多いことを考えると現在所得制限のない子ども手当の申請書に寄附の申し込み用紙を添えるという方法もあります。これは他自治体で効果があったと聞いています。

昨年の震災では被災地に向けて大きな善意が寄せられました。欧米では社会を支える仕組みとして根付く寄附制度を改めて醸造していく必要があります。

今月の1枚



3月の議会で寄附金等の質問を行いました。詳細はHPに掲載しております。（写真は決算特別委員会で）